

## 令和7年度第4回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年6月16日(月)午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第4回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名  
1番 大津早苗      2番 佐藤一八      4番 橋本文夫  
5番 八木沼孫一      6番 武内徹      7番 新田俊男  
8番 門馬稔治      9番 大内昌子      10番 佐久間稔  
11番 渡辺良一      12番 渡邊重吉      13番 影山忠夫
- 3 欠席委員 1名  
3番 増子義男
- 4 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主査：本田侑
- 5 審議案件  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第25号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。  
5番 八木沼孫一 委員      6番 武内徹 委員

## 8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。  
会長の議長でよろしくお願いいたします。

### 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、岩江小学校から南西へ300mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番増子委員が欠席のため、事務局から現地調査の結果を報告してください。

委員： 事務局 近内次長 現地調査報告

委員： 6月7日午前9時から、増子委員と事務局で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、昨年度まで作付された様子であり、草刈り等が行われ適切に管理されていることから、許可することに異議は無いものと思われま す。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo. 2について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は込木集会所から南へ500mのところと、西へ350mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 佐藤一八 委員、現地調査報告

6月5日午前11時15分から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈や作付等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

#### **議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について**

議長： 「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を宅地に移転しようとするものです。  
場所は、三春中学校から北東へ250mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 佐藤一八 委員、現地調査報告

委員： 6月5日午前11時から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、北側が公衆用道路、西側が山林及び田、東側が山林及び宅地、南側が山林に囲まれています。  
西側の農地については、本申請により日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われまます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

**議案第25号 三春町農用地利用集積計画について**

議長： 「議案第25号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第4回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和7年度第4回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 影山忠夫

5番委員 八木沼孫一

6番委員 武内徹